

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB大学（以下「事業場」という。）に雇用され、当初は総務部に配属されていたが、平成〇年〇月〇日から事業場図書館において就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「適応障害」と診断された。請求人によると、職場でのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）と長時間の時間外労働により心理的負荷がかかり精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名及び発病の時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとの見解を示している。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に鑑み、同医師の上記意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による具体的出来事について検討すると、以下のとおりである。

##### ア 業務量の増加について

請求人は、平成〇年度は、平成〇年度に比べ、自身が主担当である業務が増加したこと等により、時間外労働時間が大幅に増加した旨主張している。

この点について、一件記録を精査したところ、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は通常業務である総務業務及び整理業務に加え、平成〇年〇月末で正社員が退職し、同年〇月以降、退職者が行っていた業務を一部担当することになったため、時間外労働を行っており、時間外労働時間数は20時間以上増加し、45時間以上となっていることが認められることから、このことは認定基準別表1「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する出来事とみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「中」で

あると判断する。

なお、請求人は、請求人の時間外労働時間を母親が独自に記録した手帳を提出し、評価期間における時間外労働時間が月200時間を超えていた旨主張しているが、一件記録を子細に検討するも、請求人の業務内容・業務量からして、かかる時間外労働時間があったとは客観的に認め難く、同主張は上記判断を左右しないものである。

#### イ セクハラについて

請求人は、E部長から、不快感・嫌悪感を覚えるメールのやりとりがあったこと、執拗に食事に誘われたこと及び平成〇年〇月〇日に〇神社の「〇祭り」へ行った際に、同人事部長が請求人に対し、足のマッサージを強要したこと等のセクハラがあった旨主張している。

そこで、一件記録を精査したところ、確かにE部長が請求人に対し、私的なメールを送ったり、頻繁に食事に誘い、実際、夜にホテルのレストラン等で食事をした状況は認められる。

しかしながら、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、食事が強制的なものであったり、E部長がマッサージを強要したりといった事実を客観的に裏付ける証拠はないことから、上記出来事を認定基準別表1の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

#### ウ 評価期間中の心理的負荷の評価について

以上を総合すると、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が1つであるから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものである。

よって、当審査会としても、請求人に発病した本件疾病は、業務に起因するものと認めることはできないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。